

新潟市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第9号

新潟市公有財産規則の一部を改正する規則

新潟市公有財産規則（昭和59年新潟市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項第2号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。